

寛永期の三島宿支配について

—下田与四右衛門をめぐって—

厚 地 淳 司

はじめに

本稿は、寛永期三島宿の支配・運営に大きく関与した下田与四右衛門なる人物に注目し、当該期の支配代官と問屋との関係について、検討することを目的とする。

さて、寛永期における宿駅支配代官と問屋に関する研究としてあげておかなくてはならないのは、丹治健蔵⁽¹⁾の研究である。丹治氏は、①慶長〜寛永期における近世初頭の宿駅問屋について、戦国期からの武士の系譜をもつ在地有力者であり、領主との関係において任命されたもので、様々な特権を持ち、戦国期の伝馬問屋とほとんど差異を認められないような存在であった、②しかし、寛永期になると、幕府は代官を通じて宿駅助成を実施していくことにより、勘定奉行↓代官↓宿駅問屋という支配体制が確立し、幕府支配機構の末端へ問屋を取り込んで宿役人化し、宿駅の直接的掌握を実現していく、以上二点を指摘している。

このような動向の背景としては、寛永一九年の幕府勘定所の機構強化がなされ、幕領全体を統括する勘定頭が設置され、地方支配機構が老中―勘定奉行―代官に整備され、これに合わせて道中支配も勘定奉行・町奉行・大目付が担当する体制に移行したことがあげられる⁽²⁾。

また、これに関連して近年の近世初期宿駅問屋を対象とした研究としては、牧原成征氏⁽³⁾や中野達哉氏⁽⁴⁾の研究があげら

れる。

このうち牧原氏の研究は、特定の個人・家の所持する問屋屋敷が伝馬役負担者全体の共有する問屋場へ移行する事態について、特権的地位を有する近世初期の問屋が町中（伝馬衆）の共同性と対峙しつつも包摂される過程の帰結である問屋の宿役人化を象徴するものとして位置づけ、三島宿についても寛文期における問屋神戸氏と伝馬衆の対立を一事例としてあげている。⁽⁵⁾

また、中野氏の研究は、板橋宿の近世前期における宿役人について検討する中で、同宿の宿役人が、中世以来の在地性の強い土豪の系譜を引くような有力農民が勤めるといふ、丹治氏の見解をはじめとする一般的な理解とは異なり、中世において他地域で武家として活躍し、近世に入ってから宿内に移住して来た、元来在地性を持たない存在が宿役人として宿運営の主体となっていくことを明らかにしている。

ところで、本稿が検討対象とする寛永期の下田与四右衛門については、関連する史料が僅少であるためか、ほとんど取り上げられないことがない。わずかに戸羽山瀚氏による、下田が三島宿問屋の運営代行者とする記述⁽⁶⁾、そして、関根省治氏による、下田を伊豆代官とする研究があげられるのみである。⁽⁷⁾

このうち、関根氏の見解について詳述すると、以下のごとくとなる。⁽⁸⁾①下田の出自は三島代官井出正次の下代であるが、井出の死去により自立して代官となった。②寛永9年頃まで代官としての活動が認められる、③代官としての支配高が伊豆国内で五〇〇〇石である、④以上より下田は伊豆代官と規定する一方、三島宿との深い関係を指摘しつつも、三島代官とは明言していない。

以上、両氏の見解からは、下田与四右衛門が、三島宿問屋としての側面と幕府代官としての側面の二面性を有することが問題となる。

そこで、本稿では、戸羽山氏と関根氏の見解も踏まえつつ、下田の有する二面性について明らかにしてみたい。とりわけ、関根氏の見解について検討を加えつつ、初期問屋の宿役人化の具体例の一つとして、三島宿の下田与四右衛門なる存在を提示してみたい。

一 「歴代三島代官等書上」の再検討

まず、下田与四右衛門が伊豆代官であることを示す史料として取り上げたいのが、「歴代三島代官等書上」(以下、「書上」と略記する。⁹⁾である。関根氏は、この史料を他の一次史料との整合性から検証され、一六世紀末―一七世紀前半における伊豆の支配代官を再整理された。そして、下田については、伊豆代官として位置づけた。¹⁰⁾まずは、根拠となる史料である「書上」において下田が記載されている部分を見ていこう。

〔史料一〕「歴代三島代官等書上」⁽¹¹⁾

一同十三年子々小林彦五郎様江渡る、同十九年迄七年御支配、其節与力御代官五六万石ツ、預り御支配、同十六年卯年今御割付ニ惣高付

諸星庄兵衛様

竹村九郎右衛門様

八木次郎右衛門様

市川喜三郎

右四人者平勘定より

下田由右衛門殿

右下田由右衛門殿事、(a)三島往来之仁之由、関東御入国已来上方筋往還御用多、宿次相改ニ付三嶋宿本陣宿仕、問屋相極働有之仁ニて、小林彦五郎様へ取入、少々御代官預り自然与御直参ニ成申候由、三嶋御伝馬六町ニて相勤、問屋場紙筆役人給卜諸入用、商人荷物駒口銭取立相極候由、伊奈兵藏様御代官所之節迄相勤、(b)奥伊豆ニて五千石支配被致候由、由右衛門殿死去、子供衆幼少ニて後家相続、手代共附添本陣宿問屋役共相勤候由、(c)由右衛門殿御

代官所引負有之、御吟味之上跡式御払二成、問屋役并問屋場所務一卷神戸佐左衛門殿買取、問屋役五六年勤候所
 二、町中不同心、駒口銭取立之儀ニ付出入出来、御伝馬中与公事有之、其節御代官兵藏様嘆裁許ニて相濟、御伝馬
 中江佐左衛門方之問屋役問屋場所務一卷買返シ、夫之問屋役町中見立ニ而相勤、其節土屋平兵衛町中見立ヲ以相勤
 ル、次第往還御用繁成御伝馬百疋六町ニて難勤、六町之内退転屋敷大分出来、至極困窮仕候ニ付、六町相談ヲ以御
 伝馬百疋高掛り仕度段願上、町方与地方と大公事ニ罷成候、其節町支配御代官玉井十郎兵衛殿地方ヲ臆負被致候ニ
 付、町方之者共恨ヲ含、御江戸へ罷下候節御代官兵藏様江対し悪事祖人ヶ問敷儀共申立、悪事之御咎ニ付御仕置ニ
 罷成候者共数多有之候、三嶋町地方公事与申者此時也

…(以下略) …

下田与四右衛門の記事のうち、傍線部 a 「三島往来之仁之由、関東御入国已来上方筋往還御用多、宿次相改ニ付三嶋宿
 本陣宿仕、問屋相極働有之仁ニて、小林彦五郎様へ取入、少々御代官預り自然与御直參ニ成申候由…」という箇所につ
 いて、関根省治氏は、駿河国富士郡麓金山の掘間に關する慶長七年四月一九日付「志村甚之助証文」の宛所に「井出志摩
 守様代石井雅樂助殿・下田吉衛門殿」¹³⁾とあることを根拠に、この段階から井出正次の下代として活動し、その死後代官と
 して自立したとして、小林重定の取り立てにより代官となったことは誤りとしている。

以上、関根氏は、慶長期以来、井出正次の下代から、その死後に代官として自立したとして、下田の代官としての側面
 に注目する。しかしながら、傍線部 a 「三島往来之仁之由、関東御入国已来上方筋往還御用多、宿次相改ニ付三嶋宿本陣
 宿仕、問屋相極働有之仁ニて」という文言からは、下田が三島宿の公用通行関連の休泊や人馬継立に深く関与しており、
 宿駅問屋としての側面も有していた可能性もうかがわせるところである。

二 三島代官としての下田与四右衛門―関根省治氏の研究より―

本節では、下田与四右衛門が三島代官であった側面について、関根省治氏の成果を検証することを通して、確認することとする。⁽¹⁴⁾

(一) 三島宿における下田与四右衛門の支配領域

ここでは、関根氏が寛永七年(一六三〇)当時の伊豆代官の支配高を推計するために取り上げた「伝馬割配符写」から、下田が三島代官であった可能性を探ってみたい。

〔史料二〕「伝馬割配符写」⁽¹⁵⁾

御伝馬之割

一七拾七疋ハ

下田与四右衛門殿

但三しま四百石引

是ハ近所ニ候間、三嶋ニ来る廿日夕よき者を御付置、此方々左右次第馬御出し有へく候、

一七拾九疋ハ

今宮惣左衛門殿

但いな取三百石引

右同断、

一八拾疋ハ

江川太郎左衛門殿

右同断、

一式百卅九疋ハ

竹村弥太郎殿

是ハ来る廿日三三しまへ御越可有候、

一百四拾疋ハ

小林十郎左衛門殿

但三しま式千石引

右者駿河〆 被積候銀子千弍百駄、江戸御下シ被為成候付而御奉行衆〆 「 参候 「 〆銀子通

「 〆 人馬二村々 「 〆 右之日限之通り三嶋へ御詰置可被成候、但人馬三しまより小田原迄之□度可被仰付

□、大切之儀二候間、御手代衆を三しまへと可被遣候、以上、

(寛永七年)
午八月十四日

(田頭)
田 七右衛門

秋山宗右衛門

飯 甚左衛門

右之御手代衆

「 〆 〆 はいふ瓜生(田方郡)の〆十五日之戌之刻二三津(君沢郡)へ参候、則本文ハ「 〆 〆 へ順郷二而こし申候、以上、

高 次郎右衛門

この史料は、駿河から江戸への銀子一二〇〇駄の輸送に際して、途中の三島く小田原間の輸送を担当する伝馬を三島宿へ動員するために、伊豆の諸代官の手代へ分担する伝馬数と三島宿へ集合する日限を指示した文書である。「歴代三島代官等書上」にあげられた諸代官のうち、市川喜三郎を除く五名の代官の名が記載されている。本節で取り上げている下田与四右衛門の名も冒頭に記されており、彼が伊豆代官の一人であったことが改めて確認される。

ところで、この下田の分担箇所を見ていくと、「三しま四百石引」と三島宿の引高が付されているので、三島宿内に四〇〇石の支配領域を有したことがわかる。また、「近所二候間」とあることから、その支配領域は三島宿とその近隣地域であることが推測される。したがって、「歴代三島代官等書上」の下田に関する記事の「奥伊豆二て五千石支配被致候由」という記述のうち、「奥伊豆二て」は誤りであることが判明する。⁽¹⁶⁾ また、先行研究⁽¹⁷⁾において三島代官であることが確認されている小林時喬の名が五番目に記されているが、この箇所には「三しま弍千石引」と付されており、三島宿内に支配高二〇〇〇石を有したことが確認される。これら下田・小林両名の引高合計の二四〇〇〇石は、当時の三島宿高二四二七石余にはほぼ一致する。⁽¹⁸⁾ ここから、寛永七年当時の三島代官が小林時喬と下田与四右衛門の両名であったことが推定される。

先述のごとく、関根氏は下田が伊豆代官であることは確認しているものの、三島代官からは除外している。しかしながら、三島宿内に屋敷と四〇〇石の支配領域を有することから、下田は三島代官であったと言えよう。

(二) 下田与四右衛門の三島代官在任期間

以上、下田が三島代官であったことが確認され、寛永七年～同九年には小林時喬とともに兩名で在任していたものと推定される。ここではその就任と離任の時期については不明である。

なお、元和二年四月、既に三島代官と確認されている佐野正重・井出正信は、浅野長晟が江戸～駿府往復のため三島宿に滞在した際に、同宿の支配代官として小袖四つ・銀子四枚を同時に下賜されているのであるが、この時に下田は下賜の対象とされていない。ここから、元和二年段階において、下田は少なくとも三島代官に未だ就任していないことが確認される。関根氏の見解に従えば、下田の代官就任は井出正次が死去した慶長一四年以降と推定される⁽²⁰⁾。関根氏の見解を前提にするならば、慶長一四年以降に三島代官以外の伊豆代官に就任し、その後三島代官に転じた可能性も否定できない。しかし、現状において寛永期に至るまで代官としての活動が史料から確認できないことからすると、佐野正重・井出正信の三島代官離任後、元和七年以降に三島代官に就任したことは確実と言えよう⁽²¹⁾。

次に、下田が三島代官を離任した時期である。下田の代官としての活動が確認できる最後の史料は、関根氏によれば、寛永九年十一月十九日付で「御宿村 佐右衛門」らより「田与四右衛門」へ宛てて提出された前欠文書である⁽²²⁾。現在のところ、これ以外に史料の所在は確認できない。したがって、下田の三島代官としての活動は、寛永九年末を下限しておきたい。

ところで、下田の代官就任の経緯は、先述のごとく、井出正次の下代からの取り立てであろう。離任については、「史料一」「書上」には死去と記されているものの、後述のごとく、「史料6」の伊奈忠易書状に、「下田与四右衛門引負有之二付、御 公儀欠所被召上」とあることから、詳細は不明であるが、債務未済による改易と考えられる。

三 三島宿問屋としての下田与四右衛門―問屋―巻の所持について―

さて、「史料二」傍線部の「由右衛門殿御代官所引負有之、御吟味之上跡式御弘二成、問屋役并問屋場所務一卷神戸佐左衛門殿買取」という箇所については、内容が一致する史料があるので、次に掲げておこう。

〔史料三〕寛文七年二月「伊奈忠易書状」⁽²³⁾

□□

一筆申遣候、然者其許問屋を今度町中江買取候付、先年佐左衛門買取時、笠原助之進方々之買券証文可在之候間、今度佐左衛門買券手形ニ差添請取可申由、町中申旨権左衛門・六太夫方迄申越候、右之問屋之儀ハ下田与四右衛門引負有之ニ付、御公儀欠所被召上金子三百五拾兩ニ佐左衛門二兵藏売渡候間、右之問屋之儀ニ付、横合寄構申者有之問鋪候、此段町中江可被申渡候、已上

伊 兵右印

〔寛文七年〕
壬二月廿一日

遠山八郎右衛門殿

参

この書状は、寛文七年（一六六七）二月、三島代官伊奈忠易が、出入の結果、佐左衛門が問屋一卷を「町中」へ売却するにつき、笠原助之進以来の買券・手形等の権利関係の書類を受け取ることを「町中」へ伝達するように権左衛門・六太夫に通知することを担当の手代遠山八郎右衛門に命じたものである。この中で、伊奈忠易は佐左衛門が問屋一卷を入手した経緯について、下田与四右衛門が「引負」＝債務を抱えていたため、公儀が欠所・収公したものを、前任の三島代官伊奈忠公が金三五〇両で佐左衛門に売却したものであると述べている。すなわち、下田与四右衛門の未済債務処理を伊奈忠

知が実施し、その過程で佐左衛門が問屋一卷を入手したということである。

ここで問屋一卷の内容について、この出入における売渡証文から確認しておきたい。

〔史料四〕寛文七年一月「問屋一卷売渡証文」⁽²⁴⁾

問屋^壱卷永代売渡申証文之事

一面式拾間後江四拾五間之屋敷長屋賄共

一面六間後江拾六間之屋敷 川向ニ有但川原共

右之代金^槌ニ請取問屋^壱卷永代ニ御伝馬中へ売渡申所実正也、此外巳午両年之間屋荷物駒之口錢金式拾六兩三分永
五百文^槌に請取申候、右之段ハ我等と御伝馬中と出入御座候故、御代官伊奈兵右衛門様江御伝馬中へ御訴訟被申
上候ニ付、御前ニ而对決之上可被仰付之所ニ町頭小右衛門・庄左衛門・平兵衛・五左衛門、並六大夫・次郎右衛門
罷出、訴状返答申請□ニ申付、目安之面付之通、互ニ合点仕、問屋^壱卷永代ニ売渡申所紛無御座候、此問屋^壱卷之
儀ニ付、重而横合分違乱申者御座有間敷候、若六ヶ敷儀申者御座候ハ、我々罷出埒明可申候、御伝馬中へ少も六ヶ
敷儀かけ申間敷候、為後日証文仍如件、

寛文七年

未二月十四日

主

神戸佐左衛門

証人

同 彦左衛門

三嶋

御伝馬衆中

証人

同 利兵衛

売渡証文より、問屋一卷の内容が屋敷二か所であることがわかる。先にあげた〔史料三〕の「書状」と合わせて検討すると、売主である神戸佐左衛門が、下田の未済債務処理の過程で、宿内二か所に所在した屋敷を買得したが、これを「伝馬衆中」＝「町中」との紛争から売却するに至ったということである。換言すれば、この屋敷はかつて下田が所持していたが、問屋佐左衛門、さらには「伝馬衆中」＝「町中」へと転売を繰り返したものである。

ただし、この売渡証文に記載されている問屋一卷には、〔史料一〕の「書上」に「問屋役并問屋場所務一卷」と記載されているごとく、問屋場屋敷に加え、その他の問屋役に付随する権利や義務も含まれるものと考えられる。

宿駅問屋の事例ではないが、一八世紀半ばまでの関東各地において、村の名主役が田畑屋敷に付随して売買される、すなわち名主役が田畑＝土地に不可分に結合していることが確認されている⁽²⁵⁾。このことから、ここで出てくる問屋一卷も、屋敷をはじめとする諸権利に、問屋役の職務や地位が結合しているものと理解するものである。

以上より、おそらく寛永一九年以前において、問屋場屋敷を所持していた下田は、三島宿問屋としての側面も有していたことが考えられるのである。

関根氏も述べるように、伊奈忠公は前任の小林重定が寛永一九年（一六四二）六月二十九日、「姦曲の事あらはれて」⁽²⁶⁾改易されたことをうけて三島代官に就任した⁽²⁷⁾。このような状況で就任した伊奈忠公は、前任者の不正により発生した伊豆幕領支配における未済債務処理を幕府勘定所より要求されたことは、これを直接的に示す史料はないものの十分に推測されるところである。下田の債務処理もこうした債務処理の一環と考えられる。いずれにせよ、伊奈忠公が下田の債務処理を実施したことが、〔史料一〕「書上」の「伊奈兵藏様御代官所之節迄相勤」という記述につながっていったものと思われる。

ここで、下田が三島宿内に所持していた屋敷の意味を再確認しておきたい。その第一の意味は、下田が三島宿に拠点をもち、その支配に関与していた、すなわち三島代官であったことを明確にするものというところである。

そして、第二の意味というのは、前稿において筆者が触れたところであり、〔史料四〕「売渡証文」より明らかなこと

く、下田の所持していた屋敷が、三島宿問屋役と不可分のものであることから、屋敷を所持していたと推測される寛永期において、下田は三島宿問屋でもあったことが推測されるのである。

なお、「史料三」の「書状」において、売買対象となつてゐる屋敷の権利をもともと所持していたのが、笠原助之進であるが、筆者が前稿において明らかにしたことく、後北条氏旧臣、かつ近世初頭の三島宿問屋である笠原隼人佐の墓碑を延宝七年（一六七九）に建立した人物であり、寛文・延宝段階において、笠原家の家督を相続していた人物と推定される。⁽²⁹⁾

四 寛永期における宿駅支配体制の転換と宿駅問屋の宿役人化

ここまで、下田与四右衛門の代官としての側面を関根氏の見解によりながら確認すると同時に、その三島宿問屋としての側面についても明らかにした。以下、寛永期における下田の両面性と、幕府による宿駅問屋の宿役人化の問題との関連性について明らかにしてみたい。

(一) 下田与四右衛門の二面性―幕府代官と宿駅問屋―

まず、ここで丹治健蔵⁽³⁰⁾氏の慶長期―寛永期における宿駅問屋に関する見解について、やや詳細に触れておこう。

まず、丹治氏は、近世初頭―慶長期の宿駅問屋について、①初期問屋は戦国期からの武士の系譜をもつ在地有力者である（在地性を有さない武士の系譜を引く者も含まれる）、⁽³¹⁾②領主（大名）と問屋との間には個別的な特定の主従関係があり、幕府の掌握は間接的である、③様々な特権を持ち、戦国期の伝馬問屋との差異を見出せない、といった特徴を指摘した。

一方、寛永期における宿駅問屋の宿役人化を幕府による直接的掌握の進行の過程と把握した上で、寛永一〇年の幕府の継飛脚給米の支給開始、寛永一四年の助馬の制度化等、寛永一〇年代における幕府による様々な宿駅助成の開始を通じ

て、宿駅問屋の地位・権限が画定し、宿役人化していくことを指摘した。そして、代官を通じて宿駅助成により、勘定奉行↓代官↓宿駅問屋という支配体制が確立し、幕府支配機構の末端への問屋の取り込みによる宿役人化が進行したとした。

以上のような丹治氏の見解を前提とすると、初期問屋の任命権者である「領主」を代官頭・有力代官とした場合、幕領の宿場では有力代官の配下にある下代や手代官が宿駅問屋の地位や職能を有することもあり得るのではなからうか。関根氏が慶長期に駿河を広域的に支配した代官頭レベルの井出正次が、多数の下代・手代代官を駆使して地方支配を実施していた一例として、東海道由比宿問屋、かつ井出の下代である岩辺郷右衛門が、由比本郷外四か村の地方支配を行なっていたことをあげている。⁽³²⁾このような事例より、有力代官の配下にある代官・下代が宿駅問屋を兼務することは、十分にあり得たと言えよう。

これは慶長〜寛永期において、宿駅問屋と代官・下代が未分離⇨兵農未分離だった実態を示すものであり、初期代官の在地性や土豪性、あるいは初期問屋の戦国期以来の武士的な性格を改めて確認させる事例とも言えよう。

以上より、下田与四右衛門は三島代官であり、三島宿問屋でもあったと言えよう。

(二) 下田与四右衛門の三島代官離任

先述のごとく、下田与四右衛門の三島代官としての活動は寛永九年(一六三二)末頃で確認できなくなる。おそらくこの時期に三島代官を離任したものと推測される。ただし、この段階では代官のみ離任し、三島代官小林時喬・重定の下で三島宿問屋は継続していたものと推測される。

改めて、下田が三島代官を離任した寛永九年十一月という段階を幕府の宿駅政策から見ていくと、そのわずか四か月後の翌年三月には、幕府より諸宿へ継飛脚給米の下付が開始され、まさしく幕府が助成を通じて直接宿駅に介入し、勘定奉行↓代官↓宿駅問屋の支配体制が確定し、宿駅問屋の宿役人化が進行し始める段階であることがわかる。⁽³⁴⁾

下田は、寛永一〇年三月の継飛脚給米の下付以降、幕府が様々な宿駅助成策を通じて、三島宿運営へより直接に介入す

ることで、宿役人化、すなわち特権を残しつつも公用人馬継立という職掌へ特化していき、代官・下代としての職務からは離脱する、という形で三島代官から離れていったものと考えられる。換言すれば、三島宿の場合、寛永九（一〇）年段階までは、問屋役と代官職とが未分離であったものが、まさしくこの時期の幕府の宿駅政策を契機として、両者が分離したと言えよう。

(三) 下田与四右衛門の債務処理と問屋屋敷売却

ところで、「史料一」の「書上」や「史料三」の「伊奈忠易書状」より、下田は債務未済により、寛永一九年に三島代官に就任した伊奈忠公の手で、所持していた屋敷が収公・転売されたことが明らかとなっている。伊奈就任時には、その前任であった小林重定は「姦曲の事あらはれて」改易されたとい³⁵う。このような状況で就任した伊奈忠公は、前任者の不正により発生した伊豆幕領支配における未済債務処理を幕府勘定所より要求されたことは、これを直接的に示す史料はないものの十分に推測されるところである。おそらく小林の「姦曲の事」には、下田の未済債務処理としての屋敷処分も含まれており、下田の屋敷転売もこうした小林の債務処理の一環として施行されたものと考えられる。

おわりに

むすびにあたり、まずは本稿において明らかにし得たことをまとめておきたい。

本稿では、「書上」に名前が見えながら、関根省治氏によっても三島代官であることが明確にされていなかった下田与四右衛門について、寛文七年（一六六七）の三島代官伊奈忠易の書状や問屋の売買証文から三島宿内に屋敷を有していたこと、寛永七年の「伝馬割配符写」から三島宿内に四〇〇石の支配領域を有していたことを確認し、三島代官であることを明らかにした。また、下田の三島代官就任は元和七年以降の可能性が高く、その経緯は井出正次の下代からの登用であったことを確認した。

離任時期は不明であるが、関根氏の見解のごとく寛永九年頃であるが、本稿では、その契機は丹治氏の見解に従って、幕府の宿駅助成策実施を通じた宿駅への直接的な介入と、宿駅問屋の宿役人化であると考えた。³⁸⁾すなわち、三島代官から離れていく状況が、三島宿における代官と問屋の未分離状態を解消する契機であり、幕府との関係において問屋が公用人馬継立という権限に特化した存在へ変化し、宿役人化していくとする丹治氏の見解を確認するものであった。

そして、下田の三島代官在任が、寛永三―寛永一二年に三島代官に在任した小林時喬と重複することから、小林との相代官であったものと推定した。

以上のごとく下田の三島代官としての側面とともに、本稿では、その三島宿問屋としての側面を有することも明らかにした。すなわち、寛永期の問屋一巻が売却された証書類より、下田が問屋一巻、すなわち屋敷を含む問屋役一切の権利・義務を所持していたこと、ここから下田が三島宿問屋であったことを明らかにした。

なお、下田の屋敷売却は、未済債務処理によるものと推測されるが、小林重定の「姦曲」による改易とともに、初期代官の恣意の抑制、勘定所機構の整備、幕領支配強化といった、寛永末期の幕府の幕領支配強化の一連の動きに付随するものであり、寛永期における三島代官の不正、あるいは支配の桎梏化が非常に深刻化していたことを物語るものと考えられる。³⁹⁾したがって、伊奈忠公は、単なる伊豆幕領の支配体制の強化のみならず、行き詰った三島代官支配の再建・刷新という役割も期待されて三島代官に就任したものと考えられる。すなわち、伊奈忠公の三島代官就任は、関根氏が主張する以上に画期的なものであったとも考えられる。

註

- (1) 丹治健蔵「近世宿駅問屋の確立過程」(『日本歴史』二二〇号、一九六六年)。
 (2) 『日本交通史』(吉川弘文館、一九九二年)。関根省治「近世初期伊豆幕領支配の地域的特質」(『地方史静岡』二〇号、一九九二年)のち、同「近世初期幕領支配の研究」(雄山閣、一九九二年、所収)。村上直「江戸幕府民政に関する一考察」(『徳川林政史研

- 究所研究紀要』昭和四五年度、一九七一年。
- (3) 牧原成征「近世初期の宿、その構成と展開」〔史学雑誌〕第一〇七編八号、一九九八年。のち同『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、二〇〇四年、所収。
- (4) 中野達哉「近世前期中山道板橋宿の名主・問屋役について」〔駒沢史学〕五五号、二〇〇〇年。
- (5) 牧原成征「近世初期の宿、その構成と展開」〔史学雑誌〕第一〇七編八号、一九九八年。のち同『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、二〇〇四年、所収。なお、丹治氏、牧原氏とも宿役人化という言葉を使用しているが、丹治氏は幕府の宿駅支配において公用通行に関わる職務に権限が限定されていくという意味で、牧原氏は宿場内部における地位・権限が公用通行に関わるものに限定されていくと意味で宿役人化という言葉を使用している。このあたりのズレが寛永期と寛文期のズレとなって現われているものと考えられる。また、筆者もかつて、寛文期における神戸氏と伝馬衆に関しては、拙稿「近世初頭三島宿問屋笠原氏の系譜について―後北条氏遺臣笠原隼人佐を中心に―」小和田哲男先生古稀記念論集刊行会編『戦国武将と城 小和田哲男先生古稀記念論集』（サンライズ出版、二〇一四年）において触れている。
- (6) 三島市誌編纂委員会編『三島市誌』中巻（三島市、一九五九年）一三〇頁。
- (7) 前掲関根氏註（2）論文。
- (8) 前掲関根氏註（2）論文。
- (9) 三島市伊豆佐野、勝俣厳氏所蔵・『静岡県史』資料編9、二三八号。
- (10) 前掲関根氏註（2）論文。
- (11) 前掲註（9）史料。
- (12) 『静岡県史料』二一四四一頁。
- (13) 前掲関根氏註（2）論文。
- (14) 前掲関根氏註（2）論文。
- (15) 豆州君沢郡三津村大川家文書・国文学研究資料館蔵。なお本稿では、関根氏註（2）論文よりそのまま引用させていただいた。
- (16) 関根氏も（史料8）を根拠に、「史料5」における下田の記事について、「下田が三島宿と深い関係をもっていたという点、その代官領が五〇〇〇石程度であった点など」は信頼できるとしている（前掲註（2）関根氏論文）。

- (17) 前掲註(2) 関根氏論文。橋本敬之「近世前期の三島代官所の支配―加殿村を通して―」(『地方史研究』一八二号、一九八三年)。
- (18) 三島宿の宿高は、文禄三年の検地による宿高二四二七石が寛文二年まで続いた(『寛文二年「三島町年貢割付状」』(『三島市誌』中巻、一九五頁))。その後、延宝元年の検地により二五八二石余、元禄二年の検地により二六三三石余に確定し、最終的に元禄二年検地による宿高が幕末まで続いた(『東海道宿村大概帳 三』(児玉幸多校訂『近世交通史料集四 東海道宿村大概帳』吉川弘文館、一九七〇年))。
- (19) 「浅野長晟下賜品覚」(東京都港区南麻布町、浅野長愛氏所蔵・『神奈川県史』資料編九 近世(六)、一号)。
- (20) 前掲註(2) 関根氏論文。
- (21) ただし、下田が井出の死去の直後に代官に就任していないとすると、井出の死去直後から寛永期に活動が確認できるまでの間の経歴が中断してしまう。
- (22) 前掲註(2) 関根氏論文。静岡県立中央図書館歴史文化情報センター所蔵複写資料 2002/7/K004B)。
- (23) 三島市役所所蔵・『三島市誌』中巻一三四―一三五頁。
- (24) 三島市役所所蔵・『三島市誌』中巻、一三三頁。
- (25) 六戸知「名主役売買と名主地―武蔵国幸手領樋籠村名主家文書の検討を中心として―」(『地方史研究』三三〇号、二〇〇七年)。
- (26) 「大猷院御実紀」巻五一。
- (27) 前掲関根氏註(2) 論文。
- (28) 前掲拙稿註(5) 論文。
- (29) なお、笠原隼人佐、笠原助之進については、前掲拙稿註(5) 論文にて詳述した。
- (30) 前掲註(1) 丹治氏論文。
- (31) 前掲註(4) 中野氏論文。
- (32) 前掲註(2) 関根氏論文。
- (33) 三島宿に対する継飛脚給米の下付を直接示す史料は未確認である。しかしながら、杉田忠次らが寛永一〇年三月二七日付三島代官小林時喬宛連署状にて三島の隣宿箱根に対する継飛脚給米の下付を指示していることが確認される(安藤文書・『神奈川県史』資

- 料編9 近世(6)、二四四号)。おそらく三島に対する下付の指示もこれと同時に実施されたものと推測される。
- (34) 前掲註(1) 丹治氏論文。
- (35) 「大猷院御実紀」卷五十一。
- (36) 前掲註(2) 関根氏論文。
- (37) 前掲註(2) 関根氏論文。
- (38) 前掲註(1) 丹治氏論文。
- (39) 前掲註(5) 諸論文。